

新型コロナウイルス感染症に関する

制度や支援内容をお知らせします

令和2年4月24日発行 新型コロナウイルス感染症対策本部

市民の皆さんへ

現在、市内では新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントや会議なども中止・延期となるなど、地域経済や市民活動にも大きな影響が出ております。

国は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い影響を受けた家計への支援を行うため、全ての人を対象に、特別定額給付金として、一律10万円の給付を行うことを決定しました。

市は、1日も早く市民の皆さんに特別定額給付金を支給するため、それぞれの世帯に5月1日から順次、申請用紙を郵送します。申請があり次第、できるだけ速やかに指定された口座に振り込みますので、お早めにお申し込みください。マイナンバーカードを持っている人は、オンラインでの申請が可能となる予定です。

今回は、事業者の皆さんの事業継続に向けて早急に支援するべく、国や県の支援策に加え市独自の支援策としての第1弾をまとめたものです。今後は、国、県の動向を見ながら市として、さらなる支援策について検討してまいります。

子育て世代や生活に困窮した場合への相談窓口もありますので、それぞれの部署に相談していただくようお願いいたします。

市民の皆さんにおかれましては、感染予防への注意を徹底していただき、新型コロナウイルスの感染防止に向けて、官民一丸となって取り組んでいただきますよう、改めてお願い申し上げます。

釜石市新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長(釜石市長) 野田 武則

※給付金や支援事業の内容は、4月23日時点のものです。今後変更となる場合があります

新型コロナウイルス感染症関連 個人向け給付金について

特別定額給付金（市地域福祉課 ☎22-0177）

市民1人につき10万円の特別定額給付金を支給します

5月1日から順次、住民票の住所の世帯主あてに郵便で申請書を発送します。

申請書が届きましたら必要事項を記入の上、必要書類を添付し、同封の返信用封筒で返送してください。

申請手続き終了後、速やかに指定した世帯主の口座に入金します。

窓口での混雑を避けるため、郵送での申請にご協力をお願いします。

その他に、マイナンバーカードをお持ちの方は、オンラインサービスでも申請を受け付けします。

子育て世帯への臨時特別給付金（子ども課 ☎22-5121）

児童手当受給世帯に、臨時・特別の一時金を支給します

対象児童は、平成16年4月2日～令和2年3月31日生まれで、1人につき1万円を6月に支給します。

申請の手続きは不要です。

（公務員は所属庁より申請手続きの案内があります）

なお、特例給付の人（1人当たり月額一率5,000円が支給されている人）は対象外です。

新型コロナウイルス感染症の影響による中小企業緊急支援について

新型コロナウイルスの感染が全国に拡大する中で、当市においても経済的な影響が生じていることから、第1弾として3点の支援事業を実施します。

担当：市商工観光課 商工業支援係 ☎27-8421

1. 事業経費の緊急支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている宿泊・飲食サービス業などの小規模事業者を支援します。

○ 補助対象事業者

新型コロナウイルスの影響により、売上げが前年比20%以上減少した、宿泊・飲食業または従業員が20人以下の事業者

○ 補助対象経費

- ・業務拡張やコロナ対策設備の購入などに要する経費
- ・事業の継続に要した経費(家賃、人件費、固定費など)

※令和2年2月1日から申請日までに支払った経費に限ります

○ 補助内容

補助率10/10、上限額20万円

○ 必要書類

- ① 補助対象経費が確認できる書類の写し
- ② 通帳の写し(口座番号などが確認できるページ)
- ③ 市内で対象事業を営んでいることが証明できる書類の写し
- ④ 売上金額が確認できる書類(確定申告書・帳簿の写しなど)

○ 申請方法

- ① 申請書を市ホームページまたは各地区生活応援センターで入手
- ② 申請書に必要事項を記入し、必要書類を揃える
- ③ 申請書、必要書類を郵送にて提出

○ 申請期間

4月28日(火)～5月29日(金)当日消印有効

2. 資金繰りの支援事業

市中小企業振興資金利用事業者への特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比15%以上減少した、現在釜石市中小企業振興資金を借り入れている事業者を対象に、次の支援を行います。

①返済中の借入金に対する保証料および利子の補給

返済中の借入金について返済額などの条件変更を行う場合に、条件変更に伴う保証料と条件変更以降最長3年間の利子を補給します。

②据置期間の延長

償還期間最長10年のうち、1年以内と定められている据置期間を、特例として2年まで延長します。

問い合わせ：市商工観光課
☎27-8421

市所有の建物賃貸料などの支払期限の延長

売上が前年同月比5%以上減少した事業者を対象に、市所有の事業者向け賃貸施設の賃貸料または使用料の当面3カ月分の支払期限を延長します。

問い合わせ

①復興住宅併設店舗、市営釜石ビル事務所

(市都市計画課 ☎27-8435)

②シープラザ釜石、魚河岸テラス、うのすまい・トモス、

釜石情報交流センター (市商工観光課 ☎27-8421)

③市営貸工場 (市資産管理課 ☎27-8416)

3. デリバリー・テイクアウトサービス支援事業

新たにデリバリーやテイクアウト、ネット通販などに取組む事業者を支援します。

改装費・設備費・広告宣伝費など 上限額50万円

個人向け

釜石市社会福祉協議会 ☎24-2511

一時的な資金の緊急貸付

学校の休業や突然の解雇などで収入が減少し悩んでいる人には、緊急貸付制度を案内します。例えば「学校の休業や解雇により収入が減少し困っている場合は、1世帯1回20万円以内」「再就職までの間の生活費用が必要な場合は 月15万～20万円を3カ月以内の期間」、最大60万円までを貸し付けします。